

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス（第682号）

2023年10月12日 | みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部

～政策関連～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会など、電力現物市場の基本規則を公表

国家発展改革委員会は2023年9月15日、国家エネルギー局と連名で、『電力現物市場基本規則（試行）』を公表しました。基本規則は、電力現物市場の構築に向けた活動内容を明記、また、市場制度の規範化や市場運営に対する要求の明確化など関連規定を掲載しました。これは、全国統一で新エネルギーの発展に相応しい電力市場体系の構築や、安定した電力供給能力の向上、市場の活性化を図るものです。

■ 直近の重要政策

財政政策

- ✓ 集積回路及びマザーマシン企業に対する研究開発費の追加控除比率の引き上げに関する公告（財政部など、9/18）



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

■ 注目トピックス

国家発展改革委員会など、電力現物市場の基本規則を公表

国家発展改革委員会は 2023 年 9 月 15 日、国家エネルギー局と連名で、『電力現物市場基本規則(試行)』¹(以下、基本規則)を公表しました。基本規則は、『電力体制改革のさらなる深化に関する中共中央、國務院の若干意見』、『全国的な統一大市場の構築加速に関する中共中央、國務院の意見』²、『全国統一の電力市場体系の建設加速に関する国家発展改革委、国家エネルギー局の指導意見』³などの方針に基づき策定し、電力現物市場の構築に向けた活動内容を明記。その他、市場制度の規範化や市場運営に対する要求の明確化の方面から関連規定を掲載しました。また、基本規則は電力現物市場に関する専門用語の定義を、付属資料で明確にしました。これは全国統一で新エネルギーの発展に相応しい電力市場体系の構築や、安定した電力供給能力の向上、市場の活性化を図るものです。

基本規則は、23 年 10 月 15 日から 26 年 10 月 15 日まで実施予定です。「総体要求」や「市場プレーヤー」、「市場構成と価格」など 13 章からなり、主な内容については、以下図表 1 をご参照ください。

【図表 1】基本規則の主な内容

章	主な内容	条目
総体要求	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電力現物市場の構築に向けたロードマップを明確にした。 ▶ 短期的には、省間、省(区、市)域市場の構築を推進し、先渡と現物、サービス市場のアクセスを強化し、卸売と小売市場の価格伝達を円滑にし、分散型発電や蓄エネ、負荷管理システム、VPP(バーチャルパワープラント・仮想発電所)などの新型プレーヤーの市場参加を推し進める。 ▶ 中長期的には、新型電力システムに適応した電力市場メカニズムの整備を進め、電源と送配電、負荷、蓄電システムの協働を実現し、適正な競争、自主選択が可能な市場環境を形成し、省間、省(区、市)域市場の融合と全国統一の電力市場体系の構築を推進する。 	第 8~10 条
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電力現物市場は模擬試験運行、決済試験運行と正式運行を順次、展開しなければならない。 ▶ 模擬試験運行、決済試験運行と正式運行を開始する条件と作業内容を明確にした。 	第 11~14 条
市場プレーヤー	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 発電事業者の権利と義務については、主に以下が挙げられる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 規則に従い電力量、補助サービスなどの取引に参加し、電力取引契約を締結・履行し、電気料金の決済に参加する。定められた時間内に決済結果の異議を申し立てることが可能である。 ② 送配電サービスと電力網接続サービスを平等に受ける。 ③ 電力システムとの接続協議を締結・実施し、電力需給管理機関による統一の調整に従い、承諾した有効容量と補助サービスや、発電所の点検保守計画、実測パラメータ、予測運行情報、緊急停止情報などを提供する。 ④ 法令規則に基づき関連市場情報を提供。情報開示関連規定に基づき市場取引、送配電サービス、信用評価、電力負荷、システム運行などに関する情報を取得し、守秘義務を負う。 ⑤ 法令規則が定めたその他の権利と義務。 	第 15 条

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

https://www.ndrc.gov.cn/xxgk/zcfb/ghxwj/202309/t20230915_1360625.html

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 604 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/report/branches/express/pdf/R419-0656-XF-0105.pdf>

³ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 594 号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0646-XF-0105.pdf>

【図表1】基本規則の主な内容（続き）

章	主な内容	条目
市場プレーヤー	<p>▶ 需要家の権利と義務については、主に以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 規則に従い電力量、補助サービス取引に参加し、電力取引契約を締結・履行する。一時的に市場に直接参加できない需要家については、電力会社が電力を代行購入する。その中で、電力卸売取引に参加する需要家は、規則に基づき省・区を跨ぐ電力購入、省内での電力購入を行うことが可能である。 ② 送配電サービスと電力網接続サービスを平等に受け、規定に基づき電力量料金、託送料金、送電ロス、系統運用費用(補助サービス料金を含む)、政府性基金及び付加などを支払う。 ③ 法令規則に基づき関連市場情報を提供し、電力取引、送配電サービスなどに関する情報を取得し、守秘義務を負う ④ 電力需給管理機関による統一の調整に従い、電力需要側管理などの関連規定を遵守し、承諾した電力需要呼応サービスを提供する。 ⑤ 規定に基づき電気料金を支払う。定められた時間内に決済結果に異議を申し立てることが可能である。 ⑥ 法令規則が定めたその他の権利と義務。 	第 16 条
	<p>▶ 電力販売会社の権利と義務については、主に以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 規則に従い省・区を跨ぐ電力取引、省内の電力取引及び補助サービス取引に参加し、付加価値サービスを提供し、需要家と小売契約を締結し、契約で定めた各義務を履行する。 ② 規則に従い電力取引市場に対し小売販売先との取引契約及び電力量需要を提供し、電力取引、送配電サービス及び小売販売先の過去の電力使用量(もしくは一般的な電力使用量)などに関する情報を取得し、需要家情報の守秘義務を負う。 ③ 電力会社から電気料金の決済サービスを受ける。 ④ 配電網の運営権を有する電力販売会社は、相応の配電サービスの提供を担当し、需要家の委託に応じて電力代行購入サービスを提供する。 ⑤ 法令規則が定めたその他の権利と義務。 	第 17 条
	<p>▶ その他の取引参加者は市場取引の種類によって、上述の取引参加者と同等の権利と義務を受ける。現物市場に参加する技術条件を満たす必要がある。</p>	第 18 条
	<p>▶ 電力会社の権利と義務については、以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 送変電設備の正常運転を確保する。 ② 現物市場の価格が反映した混雑状況に基づき、電力網の整備を強化する。 ③ 取引参加者に対し平等な送配電サービスと電力網接続サービス、計量装置の設置、計量、検針、料金徴収などのサービスを提供する。 ④ 電力網関連システムの整備、運営、保守と管理を行い、電力需給管理機関による統一の調整に従う。 ⑤ 法令規則に基づき関連市場情報を提供し、守秘義務を負う。市場運営機関に対し、現物市場取引と市場サービスの展開に必要な関連データを提供し、データ交換の正確性と適時性を保証する。 ⑥ 託送料金、代行徴収された電気料金と政府性基金及び付加などを受け取り、期日通りに電気料金の決済を完了する。 ⑦ 住民(住民用電気料金を採用する学校、社会福祉機構、コミュニティサービスセンターなどの公益団体を含む)、農業用電力供給を保障し、現行の「目録電価」を採用する。住民、農家の電力使用量と一般的な電力需要曲線を単独で予測する。 ⑧ 規定に適合する商工業需要家に対し電力代行購入サービスを提供する。 ⑨ 法令規則が定めたその他の権利と義務。 	第 19 条

【図表 1】基本規則の主な内容（続き）

章	主な内容	条目
市場プレーヤー	<p>▶ 電力需給管理機関の権利と義務については、主に以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 電力現物取引を仕切り、安全点検、市場監視とリスク防止・制御を担当し、需給管理規程に基づき電力の需給調整を実施し、電力網の安全で安定した運行を保障する。 ② 電力網の運行方式を合理的に決め、電力市場の正常な運行を保障する。 ③ 規則に従い電力現物市場の技術システムの整備、運営、保守を行う。 ④ 情報開示と報告などの関連規定に基づき、電力網運行に関する情報を開示・提供し、市場取引及び市場サービスの展開に必要な関連データを提供し、国のサイバーセキュリティ関連規定に基づき電力取引市場とデータ交換を行い、守秘義務を負う。 ⑤ 国家エネルギー局の出先機関、省(区、市)の関係主管部門と協力して市場分析と運営監視を展開。相応の市場リスク防止職責を履行し、法令規則に基づき市場介入を実施し、国家エネルギー局の出先機関、省(区、市)の関係主管部門に報告する。規則の規定に基づき実施した市場介入については責任を免除する。 ⑥ 法令規則が定めたその他の権利と義務。 	第 20 条
	<p>▶ 電力取引市場の権利と義務については、主に以下が挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取引参加者に対し市場登録、情報変更と撤退などに関するサービスを提供する。 ② 先渡取引の展開と契約管理を仕切り、現物取引の申込と情報発信を担当する。 ③ 電力取引の決済エビデンス及び関連サービスを提供する。 ④ 電力取引プラットフォーム及び関連システムの整備、運営、保守を行う。 ⑤ 国家情報安全と秘密保持、電力市場の情報開示と報告などの関連規定に基づき情報を公開し、守秘義務を負う。取引参加者の情報発信に便宜を図るため、情報発信プラットフォームを提供し、市場プレーヤーが提供する現物市場取引及びサービスの展開に必要なデータなどを取得する。情報開示の標準書式を制定し、データ交換のためのポートをタイムリーに開放する。 ⑥ 市場の運行状況を監視・分析し、取引参加者が取引規則に違反し、市場秩序を乱すなどのルール違反行為を記録。国家エネルギー局の出先機関、省(区、市)の関係主管部門に遅滞なく報告し、関連調査に協力し、法令規則に基づき市場介入を実施して、市場リスクを防止・制御する。 ⑦ 法令規則が定めたその他の権利と義務。 	第 21 条
	<p>▶ 電力市場の取引参加者は、法人格を有しなければならない。発電事業者は、電力業務許可証を取得しなければならない。先渡市場の取引参加者は、いずれも現物市場の取引に参加することが可能である。</p> <p>▶ 市場撤退につながる条件や関連規定などを明確にした。正当な理由なしに市場から撤退した取引参加者及びその代表者は、3 年以内に市場参入を申請してはならない。</p>	第 22～25 条
	<p>▶ 電力市場の取引に参加する前、電力取引市場にて登録手続きを完了しなければならない。</p> <p>▶ 登録情報の変更もしくは市場撤退を行う場合、電力取引市場に対し情報変更もしくは市場撤退の申請を、遅滞なく提出しなければならない。</p>	第 26～28 条

【図表 1】基本規則の主な内容（続き）

章	主な内容	条目
市場構成と価格	➢ 現物市場はデリアヘッド、イントラデイとリアルタイム市場から構成される。各省（区、市）は実情に応じその構成を決めることが可能である。	第 29 条
	➢ 電力システムの構造と混雑状況に基づき、地点別限界価格（Locational Marginal Price, LMP）、ゾーン別限界価格（Zonal Marginal Price）と系統限界価格などの価格設定方法を採用することが可能である。	第 31 条
	➢ 発電側価格は、電力量料金と補助サービス料金などから構成される。	第 33 条
	➢ 直接取引に参加する需要家側の価格は電力量料金、託送料金（差額補助金を含む）、送電ロス、系統運用費用（補助サービス料金、揚水発電の蓄電容量に応じた電気料金などを含む）、政府性基金及び付加などから構成される。	第 34 条
	➢ 現物市場は提示価格制限（提示価格の制限値幅）と取引価格制限（取引価格の制限値幅）を設定しなければならない。提示価格制限は取引価格制限の範囲を超えてはならない。	第 38 条
現物市場の運営	➢ 市場運営機関は規則に従い、取引参加者に対し取引結果を遅滞なく公表しなければならない。更に、取引結果に欠落または誤りがある場合、規則に従い追加公表または訂正を遅滞なく行い、状況説明を実施しなければならない。	第 57 条
市場間のアクセス	➢ 現物市場を展開する地域では、取引参加者は話し合いまたはオークション方式を通じて、先渡契約曲線もしくは曲線の形成方式を決め、時間帯別電力量、時間帯別価格、決済基準日などの要素を約定しなければならない。	第 58 条
	➢ 現物市場を展開する地域では、価格制限、取引決済、発電コストの調査など、容量メカニズムとのアクセスに関する作業を着実に実施しなければならない。条件が整った場合は容量市場の設置を検討することが可能である。	第 67 条
計量	➢ 電力現物市場に係る計量データの収集頻度、成功率と保存などの要求を満たすため、電力会社は現物市場に参加する発電事業者、需要家の計量点に国家標準に適合する計量装置を設置しなければならない。	第 70 条
市場決済	➢ 現物市場は日ごとに取引結果を確定・算出し、月次ベースで決済エビデンスを発行し、電気料金の決済を実施する。	第 85 条
	➢ 市場決済における電力取引市場、電力会社及び取引参加者などの権利と義務を明確にした。	第 88～90 条
	➢ 発電側と需要家側の電力量料金の計算方法、混雑費用の負担、決済手続き、決済不履行時の対応方法などに関する規定を明記した。	第 91～103 条
リスク防止	➢ 電力市場のリスク種類（電力需給リスク、異常価格リスク、電力系統安全運営リスク、技術システムリスク、サイバーセキュリティリスク、決済不履行リスク）を明記した他、市場運営機関にリスクモニタリングやリスク対策の実施を義務付けた。	第 106～110 条
市場介入	➢ 市場介入は政府介入と市場運営機関の介入に分けられる。	第 111 条
	➢ 市場介入につながる条件や市場介入の内容、取引停止と再開に関する規定を明確にした。	第 112～120 条
紛争処理	➢ 電力現物市場への参加により紛争が発生した場合、市場管理委員会を通じて調停する。または、国家エネルギー局の出先機関、省（区、市）の関係主管部門に調停を申請することが可能である。調停が成立しない場合は、仲裁、司法などの方法により紛争を解決することが可能である。 ➢ 調停申請の提出期限などに関する規定を明記した。	第 121～123 条
技術システム	➢ 電力市場技術システム及びプレーヤー、市場運営に必要なシステムのデータ通信は、関連標準と通信プロトコルに適合しなければならない。	第 124 条
	➢ 電力市場技術システムの機能や第三者検証、データ管理と交換に関する要求を明記した。	第 125～127 条

（基本規則に基づき、中国アドバイザー一部作成）

電力現物市場は、電力現物の取引決済を行うスポット市場であり、市場原理に基づき電力需要の平準化と電力供給の安定化を促し、炭素排出ピークアウトとカーボンニュートラルの目標を達成することにとって重要な役割を果たします。中央政府などは近年、電力現物市場の構築と健全化に向けた規則の整備に取り組んでいます。主な政策動向については、以下図表 2 をご参照ください。

【図表 2】電力現物市場の構築に関する政策動向

時期	政策動向	趣旨
15年3月	中共中央、国務院は『電力体制改革のさらなる深化に関する若干意見』を公表	▶ 新たな電力システム改革の幕開け
15年11月	国家発展改革委員会、国家エネルギー局は『電力市場の建設推進に関する実施意見』などを公表	▶ 条件が整った地域は先渡取引をメイン、現物取引をサブとする電力平準化メカニズムを段階的に構築する方針
17年9月	国家発展改革委員会、国家エネルギー局は『電力現物市場の建設試行作業の展開に関する通知』を公表	▶ 広東省をはじめとする南部地域、内モンゴル自治区西部地域、浙江省、山西省、山東省、福建省、四川省、甘粛省を第1陣の試行地域に
21年4月	国家発展改革委員会、国家エネルギー局は『電力現物市場の建設試行作業の着実な実施に関する通知』を公表	▶ 上海市、江蘇省、安徽省、遼寧省、河南省、湖北省を第2陣の試行地域に
21年11月	国家电网有限公司は『省間電力現貨取引規則（試行）』を公表	▶ 試行地域をベースに、省域間電力市場の取引制度をさらに改善 ▶ 取引範囲は従来の「一部の区域を跨ぐ省間」から「国家电网有限公司と内モンゴル電力有限公司がカバーする範囲内の区域」まで拡大 ▶ 取引参加者については再エネに限定せず、原則的に発電側の各種電源が全部参加できるようにする ▶ 取引時間帯（頻度）を増やす
22年1月	国家発展改革委員会、国家エネルギー局は『全国統一の電力市場体系の建設加速に関する指導意見』	▶ 25年までに全国統一の電力市場の枠組みの構築、30年までに全国統一の電力市場の基本的な形成を目標に設定
22年11月	国家エネルギー局は『電力現物市場基本規則（試行）』のパブコメ稿を公表	▶ 分散型発電や蓄エネ、負荷管理システム、VPPなどの新型プレーヤーによる電力現物市場への参入を認めると明記

（公開資料などに基づき、中国アドバイザー一部作成）

『省間電力現貨取引規則（試行）』の公表に伴い、省間の電力現物市場の取引メカニズムは改善され、全国的な電力現物市場の構築における技術上の障害は次第に解消されつつあります。しかし、現段階で最大の障害要因は技術面ではなく、各地域の省を跨ぐ電力現物取引に対する管理制度上のズレにあるとみられます。電力の安全性と経済性、域内の電力現物取引の発展状況、電力需給関係などを踏まえ、地域によって電力現物の省間輸送や価格設定などに関する扱いに差異があります。

省間電力現物取引に係る制度的な障壁は、全国統一の電力現物市場の構築に支障をきたすものであります。この障壁を取り除くために、国レベルの法令規則を打ち出し、全国範囲で統一した政策と制度を導入し実施することが求められます。これを背景に今回の基本規則は、全国統一の電力市場体系の構築に向けた重要な一環になると捉えられます。

■ 直近の重要政策

以下、直近に公表された主な政策をお知らせ致します。

財政政策

集積回路及びマザーマシン企業に対する研究開発費の追加控除比率の引き上げに関する公告

(原文：关于提高集成电路和工业母机企业研发费用加计扣除比例的公告)

財政部 稅務總局 國家發展改革委 工業情報化部公告 2023 年第 44 号

財政部など 2023 年 9 月 18 日公表

【主要内容】

- 財政部は稅務總局などと連名で、集積回路企業及びマザーマシン企業に対し企業所得稅（法人稅）から追加控除できる研究開發費用の比率を引き上げる優遇稅制を公表した。
- 23年1月1日～27年12月31日、企業所得稅から追加控除できる研究開發費用（無形資產を形成せず、当期損益に計上）の比率を120%とする。無形資產を形成する場合、無形資產の取得原価の220%をベースに減價償却を行う。
- ここでいう集積回路企業とは、國が奨励する集積回路の設計、生産、設備、材料、パッケージ、テストを取り扱う企業を指す。マザーマシン企業とは、公告の付屬資料「先端マザーマシン製品の基本標準」に定められた製品の生産と販売を手掛ける企業を指す。同標準は切削加工機や鑄造・鍛造機械、溶接機、熱處理裝置、NC裝置、ルール、ベアリング、タレット、格子定規、エンコーダ、主軸頭、ツールホルダー・マガジン、真空成形機、真空炉などが満たさなければならない技術規格を定めている。
- 具体的な適用對象企業リストなどについては、工業情報化部が國家發展改革委員會、財政部、稅務總局などと共同で策定する⁴。

中国語原文は以下のリンクをご参照ください。

http://szs.mof.gov.cn/zhengcefabu/202309/t20230918_3907700.htm

(各公開資料に基づき、中国アドバイザー一部作成)

【照会先】

中国アドバイザー一部 担当者：張

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1185)

政策の適用にあたり、具体的な実務手続き等については、所在地の主管部門または法律事務所等にお問い合わせください。

Copyright © 2023 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・稅務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。

⁴ 財政部などは今年 8 月、先端マザーマシンのメインドライブシステム、中核部品、NC 制御システムの製造と販売を手掛ける企業に対し、当期の増値稅仕入稅額を 15% 上乘せして控除することを認める優遇稅制も公表した。実施期間は 23 年 1 月 1 日～27 年 12 月 31 日。